

◎新潟県告示第60号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成26年1月21日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 起業者の名称
社会福祉法人ゆうえい会
- 2 事業の種類
小規模多機能型居宅介護施設の建設
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分
新潟市西区内野上新町地内
 - (2) 使用の部分
なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号の要件への適合性

小規模多機能型居宅介護施設の建設（以下「本件事業」という。）は、社会福祉法第2条第3項第4号に規定する第2種社会福祉事業であり、法第3条第23号に掲げる「社会福祉法による社会福祉事業の用に供する施設」に関する事業に該当するため、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性

起業者は本件事業に必要な予算について、自己資金のほか借入金及び補助金等により予算措置を講じており、また、現在ほかの福祉施設を運営している実績もあることから、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性

ア 得られる公共の利益

新潟市では、高齢化及び65歳以上の要介護認定率が全国の動向を上回って推移しており、また、高齢単身世帯及び高齢夫婦世帯も年々増加している。「新潟市第5期介護保険事業計画」では、平成24年度から平成26年度までの3年間で、27圏域ある日常生活圏域の中から毎年5圏域に小規模多機能型居宅介護施設を整備することとしており、本件事業はその中の1圏域である内野・赤塚・中野小屋圏域（以下「本圏域」という。）に整備されることとなっている。事業を実施する日常生活圏域は、地理的条件や圏域ごとのバランスを考慮して選定しており、本圏域では二つ目の施設となる。

本件事業の実施により、今まで本圏域の施設で受入れができず、他圏域の施設に依頼していた要介護者の受入れが本圏域で可能になることで、施設利用者やその家族にとっては、送迎などに係る時間の短縮や地域との連携を図ることが容易になり、また、住み慣れた地域で必要なサービスを利用することができる。

さらに、地域での見守りを特に必要とする単身高齢者や高齢者世帯のほか地域住民にも、緊急時に対応できる施設が身近にある安心感を持ってもらえるなど、高齢者福祉や地域福祉の向上につながるものと考えられる。

本件事業は住み慣れた地域の中で生活が継続できるよう要介護者を支援するものであり、起業地は住宅地近辺であることから、周辺住民への影響として騒音や汚水が考えられるが、施設玄関は住宅地の反対側に位置し、隣接する民家も1軒であるため、騒音による影響は少ないものと考えられる。また、汚水は埋設管から市の下水道に流すため、周囲の環境に与える影響は少ないものと考えられる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は大きいものと認められる。

イ 失われる利益

本件起業地は、県指定新潟角田鳥獣保護区区域内となっているものの、起業地に編入することについては支障ないこと、また、埋蔵文化財包蔵地には該当しないことを、起業者が新潟市の担当課に確認している。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地は、建設する施設が地域密着型サービスの施設であるという特性から、利用者が地域社会との関わりを持ちつつ今までの生活環境をできるだけ変えない場所であることが望ましく、それらを考慮して3箇所を選定し比較検討した結果、住宅地でありながら郵便局や小学校などの公共施設のほか商店街も近く地域住民との交流がしやすいこと、また、本件事業により運営される施設の夜間勤務体制

は職員1人としているが、夜間緊急時には近接する同法人運営の福祉施設の職員と連携して対応することが可能であることから、本件起業地が最適地であり最も合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性

ア 事業を早期に施行する必要性

本件事業は、(3)アで述べたように要介護者が身近な地域で必要なサービスを利用できる施設を整備するものである。現在、本圏域には小規模多機能型居宅介護施設が一つしかなく、新たな希望者の受入れが困難であるため、介護保険法に基づき地域住民に総合相談支援業務を行う地域包括支援センターでは、施設の利用を希望する要介護者の受入れを他圏域の施設に依頼しなくてはならず、圏域内の要介護者が住み慣れた地域でサービスを受けられない状況が生じている。そのため、同センターから本圏域での施設の追加を要望する声が寄せられている。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な最小限の範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

よって、法第20条の規定により、事業の認定をするものである。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

新潟市財務部用地対策課